

諮問日：令和3年7月12日（令和3年度（最情）諮問第22号）

答申日：令和3年11月22日（令和3年度（最情）答申第38号）

件名：口頭での決裁について裁判所の取り決め事項が分かる文書の不開示判断  
（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「決裁権者の口頭での決裁について、規則、規定等、裁判所の取り決め事項が分かる文書又は口頭での決裁を行う根拠となる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年5月31日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書において、裁判所法第82条に基づく不服申出に対する監督権の行使の要否等については、原判断庁において、最終決裁権者が口頭で意思決定を行ったことから、当該意思決定に至る過程等についての文書を作成又は取得しておらず、また、口頭決裁したことを確認できる文書も作成又は取得していないことは相当であると主張している。

よって、口頭での決裁の妥当性を確認するため、「決裁権者の口頭での決裁について、規則、規定等、裁判所の取り決め事項が分かる文書又は口頭での決

裁を行う根拠となる文書」の開示を求めたが、5月31日付けで文書を作成又は取得していないとの通知があった。

奈良地方裁判所長が口頭で決裁を行ったことは相当であると、何に基づいて最高裁判所は主張しているのか。口頭での決裁を行う根拠となる文書がないということは、ありえないというべきである。文書が本当に存在しないかどうか不明であるから苦情を申し出る。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出は最高裁判所に宛てたものであること及び「規則」が例示として掲げられていたことから、本件開示申出に係る文書を「決裁権者の口頭による決裁に関する規則等、裁判所全体や最高裁判所における取決めが分かる文書又は口頭決裁を行うことの根拠が記載された文書」と整理した。

平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第3の1においては、職員は、文書管理者の指示に従い、裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、司法行政文書を作成しなければならないと定められている。具体的な処理に係る事案について、いかなる方法によって意思決定を行うかどうかは、意思決定の権限を有する者（決裁権者）が、個別に判断すれば足りるものであり、その意思決定に当たり司法行政文書を作成するかどうかは、上記通達により、文書管理者が職員に対し指示することとなると解される。したがって、意思決定の具体的な方法を定めた文書は存在しないため、本件開示申出に係る文書も存在しない。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年7月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 同年10月22日 審議

④ 同年11月16日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所は、本件開示申出が最高裁判所に宛てたものであること及び「規則」が例示として掲げられていたことから、本件開示申出に係る文書を「決裁権者の口頭による決裁に関する規則等、裁判所全体や最高裁判所における取決めが分かる文書又は口頭決裁を行うことの根拠が記載された文書」と整理したとのことであるが、本件開示申出書の記載を踏まえれば、本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。
- 2 裁判所における司法行政文書の管理について定めた管理通達の記第3の1によれば、職員は、文書管理者の指示に従い、裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、司法行政文書を作成しなければならない。また、裁判所における司法行政事務には様々な種類のものがあることは容易に推測され、処理に係る事案について、具体的にいかなる方法によって意思決定を行うかどうかは、その性質上、決裁権者によって個別に判断されるものと解されることからすると、決裁権者が、その意思決定に当たって文書作成の要否等についても個別の事案ごとに判断し、上記管理通達の定めに従い、文書管理者が職員に対し司法行政文書の作成を指示することをもって、司法行政文書が作成されるものといえる（令和3年度（情）答申第21号参照）。したがって、決裁権者の意思決定の具体的な方法を定めた文書は存在しないため、本件開示申出文書も存在しないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有して

いないと認められる。

- 3 以上のとおり，原判断については，最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子